

議案第 33 号

市川市使用料条例の一部改正について

市川市使用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 22 年 1 月 15 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市使用料条例の一部を改正する条例

市川市使用料条例(平成 11 年条例第 39 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項に次の 1 号を加える。

(4) 広尾防災公園自動車駐車場 別表第 24

別表第 23 の次に次の 1 表を加える。

別表第 24 広尾防災公園自動車駐車場使用料

自動車 1 台当たりの額	30 分までごとにつき 100 円。ただし、最初の 90 分については、無料とする。
--------------	--

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

有料公園施設として広尾防災公園に自動車駐車場を設置することに伴い、その使用料の額を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。